

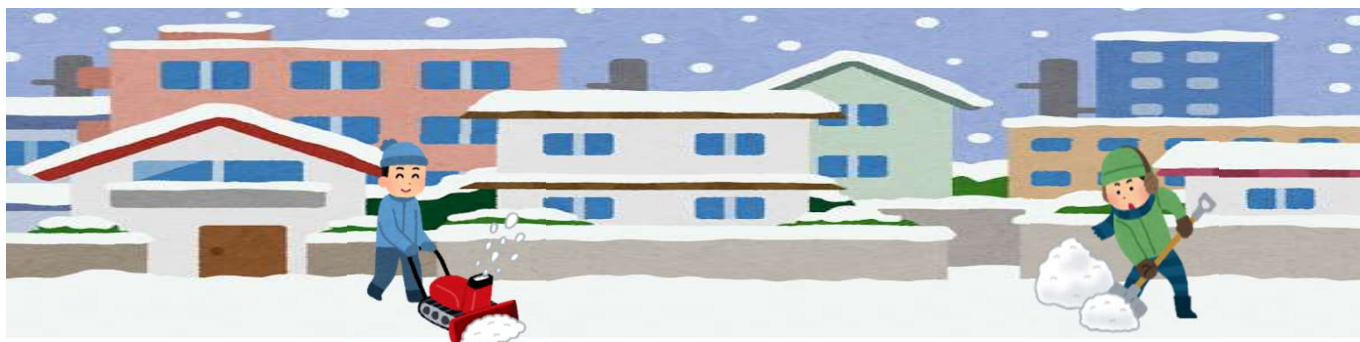
除雪活動を行う町内会の皆様へ

令和6年度

パートナーシップ除雪事業補助金&小型除雪機貸出制度

のお知らせ

帯広市では、除雪活動への補助や小型除雪機の無料貸出により、町内会の除雪活動を支援します。



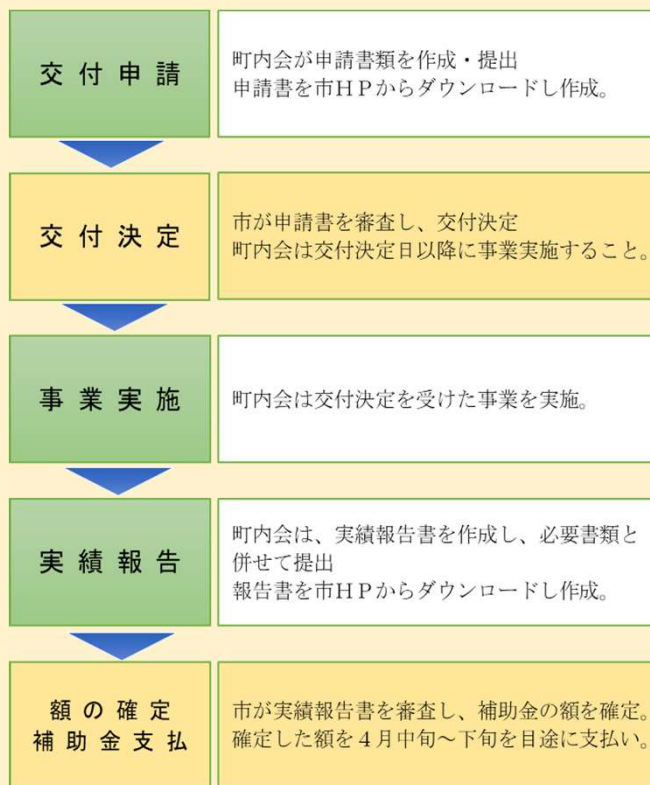
支援名	パートナーシップ除雪事業補助金	小型除雪機貸出制度
対象者	町内会 ※帯広市町内会連合会が代表者となって契約する町内会活動中傷害保険に加入が必要。	
対象事業	小型除雪機械購入事業 小型除雪機械借上事業 パートナーシップ排雪事業 町内あき地利用事業 ※詳細は裏面参照	ハンドガイド式小型除雪機械の貸出 ※無料
受付期間	令和6年11月1日(金)～令和7年1月31日(金) ※先着順とし予算額に達し次第受付を締切る。 ※受付初日に多数の申込がある場合のみ、抽選を行う。	令和6年11月8日(金)～11月29日(金) ※受付期間終了後であっても、申込状況に空きがあれば、状況により受付可能。 ※1町内会1シーズン1回かつ2週間以内。
申込方法	申請書類を、事業実施の2週間以上前までに道路維持課へ提出。	道路維持課に申込状況を確認の上、申込書類を受付期間内に道路維持課へ提出。
申込書類	補助金交付申請書のほか添付書類	小型除雪機貸出申込書
※申請書は市HPからダウンロードし作成してください。(裏面QRコード参照)		

パートナーシップ除雪事業補助金一覧

No	メニュー	対象経費	補助額	限度額	必要書類	
					共通	メニューごと
1	小型除雪機械購入事業	市道除雪をするための 小型除雪機械購入費	対象経費の 1/2以内	22万円以内	補助金等交付申請書 直近の町内会総会議案書	購入機械の仕様書（カタログ可） 購入予定店の見積書 除雪位置図・平面図
2	小型除雪機械借上事業	市道除雪をするための 小型除雪機械借上費		4万8千円以内		借上機械の仕様書（カタログ可） 借上予定店の見積書 除雪位置図・平面図
3	パートナーシップ排雪事業	排雪事業者等に対して 支払う排雪費		排雪距離1 kmあたり 38万円以内		排雪業者が発行した見積書 排雪位置図・平面図
4	町内あき地利用事業	町内会が地主に対して 支払う謝礼		330m以内 1万円 660m以内 1万5千円 660m以上 2万円		土地使用契約書の写し 土地の位置図・平面図

手続きから実施の流れ

<パートナーシップ除雪事業補助金>



<小型除雪機貸出制度>



●注意事項

- 作業による事故については使用者の責任となりますので、安全に十分注意してください。
なお、作業中の事故発生に備え、「ボランティア活動保険」の加入が必須です。
- 補助金の交付後に不正が発覚した場合、その他補助が不適当と認められる場合には、交付した補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。
- 交付決定前に事業着手した場合は補助金を交付できません。
- 補助金の交付は事業完了後となります。（4月中旬～下旬頃）

【申込み・お問合せ先】

帯広市南町南6線46-4（道路車両センター） 帯広市都市環境部土木室道路維持課
☎:0155-48-2322 ✉:road_keep@city.obihiro.hokkaido.jp

